

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成30年3月27日

地方独立行政法人奈良県立病院機構  
理事長 榊 壽 右



## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札物件の名称及び数量等  
医療専門職教育研修センター 心肺蘇生トレーニングシミュレーター式の購入  
(品名及び数量等については仕様書のとおり)
- (2) 納入場所  
地方独立行政法人奈良県立病院機構教育研修棟  
(奈良市七条西町2丁目897-5)  
医療専門職教育研修センターが別途指定する場所
- (3) 納入期限  
平成30年4月27日(金)
- (4) 入札の方法  
(ア) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって、落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札書に記載してください。  
(イ) 入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合があります。

## 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- 次に掲げる(ア)から(オ)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。
- (ア) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
  - (イ) 入札日時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目【E1医療機器・用品】に登録している者であること。  
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)  
電話 0742-27-8908(直通)
  - (ウ) 入札日時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
  - (エ) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること
  - (オ) 次に掲げる(1)から(6)のいずれかの要件にも該当しない者であること。
    - (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人に

- あつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)である。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団が経営に実質的に関与している。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) この契約に係る購入契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)にあたって、その相手方が(1)から(5)までにいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

### 3. 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2. に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記4.(5)で示す期日までに、入札説明書で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、調達物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を下記5. に提出しなければなりません。(提出書類に対する確認において、書類の再提出を指示された場合は、平成30年4月6日(金)16時まで(簡易書留郵便においては当日必着)に提出を行ってください。)

また、入開札日の前日までの間において、地方独立行政法人奈良県立病院機構から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

### 4. 入札日程等

- (1) 入札書の提出場所、入開札の日時及び場所  
平成30年4月11日(水)午後2時  
地方独立行政法人奈良県立病院機構教育研修棟会議室  
(奈良市七条西町2-897-5)
- (2) 入札に関する説明  
入札説明会は行いません。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付  
地方独立行政法人奈良県立病院機構 医療専門職教育研修センターホームページ  
(<http://www.nara-pho.jp/training/index.html>)からダウンロードしてください。  
交付期間は公告の日から平成30年4月4日(水)午後4時までです。
- (4) 仕様書等に関する質問等  
入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、下記5.へ電子メールにより行ってください。電話等による質問及び質問期間以降の質問は受け付けません。  
質問期間:公告日から平成30年3月29日(木)正午まで  
回 答:平成30年4月2日(月)(予定)までに医療専門職教育研修センターのホームページに掲載します。
- (5) 競争入札参加資格確認の申請  
公告の日から平成30年4月4日(水)午後4時までに、必要書類を下記5.に、持参または簡易書留郵便(郵便の場合は、平成30年4月4日(水)必着)にて提出してください。

(6) 競争入札参加資格確認審査結果通知

上記4.(5)の申請に基づく競争入札参加資格の適否については、平成30年4月9日(月)までに電子メールにより通知予定です。入札の際には、この通知書を持参してください。

5. 問い合わせ先及び契約担当課

〒630-8054 奈良県奈良市七条西町2-897-5

地方独立行政法人奈良県立病院機構医療専門職教育研修センター

電話 0742-81-3614 (直通)

メールアドレス kyoiku@nara-pho.jp

6. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規則第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条に定めるところによります。

(4) 入札の無効

公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規則第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(ア) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

(イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(エ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(オ) (ウ)及び(エ)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)にあたって、その相手方が(ア)から(オ)までにいずれかに該当することを知

りながら、当該者と契約を締結したとき。

(キ) この契約に係る下請契約等に当たって、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((カ) に該当する場合を除きます。) において、当機構が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(7) 契約の解除

契約締結後、契約者について上記6.(6)の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当機構に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記6.(6)の(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

(8) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。